

平成 15 年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく 常時監視結果 埼玉県



埼玉県は、ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条第 1 項に基づき実施した平成 15 年度ダイオキシン類の常時監視結果について公表しました。結果の概要は以下の通りとなります。

・大気(27 地点)

年間平均値 0.030 ~ 0.26 pg-TEQ/m³(基準 0.6 pg-TEQ/m³)

・水質(河川水 44 地点、河川底質 32 地点、地下水 48 地点)

公共用水域

河川水 0.024 ~ 1.7pg-TEQ/L(基準 1 pg-TEQ/L)

河川底質 0.081 ~ 120pg-TEQ/g(基準 1 50pg-TEQ/g)

地下水 0.019 ~ 0.10 pg-TEQ/L(基準 1 pg-TEQ/L)

・土壌(一般環境把握調査 138 地点、発生源周辺状況把握調査 66 地点)

一般環境把握調査 0.00080 ~ 56pg-TEQ/g(基準 1 000pg-TEQ/g)

発生源周辺状況把握調査 1.3 ~ 150 pg-TEQ/g(基準 1 000pg-TEQ/g)

この調査結果により、大気、地下水、河川底質、土壌については環境基準を達成していますが、河川水は 4 河川(5 地点)が環境基準を超過し、綾瀬川では過去の調査においてもダイオキシン類による汚染が確認されているため、今後も引き続き重点監視水域として監視を強化するとともに、他の河川の基準超過地点についても、監視を継続します。また、河川底質も基準を達成しているものの伝右川の伝右橋を含む 5 地点で 88 ~ 130 pg-TEQ/g と県内の他地点に比べると濃度が高いため、今年度も伝右橋で監視を継続します。

なお、公共用水域調査のうち、国土交通省が実施したものは、後日同省から公表され、さいたま市、及び川越市の土壌、地下水の結果は、後日両市から公表されます。

資料:2004 年 6 月 16 日付 県政ニュース

クロマト研究箇所 山田 悠貴

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

